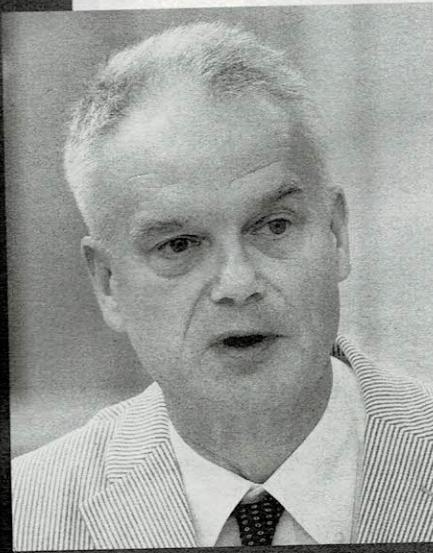


長期勾留は当たり前の検察

経済司法を問う



Stephen Givens
ステイブン・ギブンズ

(外国法事務弁護士、
上智大学法学部教授)

1954年米国出身。76~77年京都大学法学院留学後、82年ハーバード法科大学卒業。96年西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)特別顧問、2001年からギブンズ外国法事務弁護士事務所代表。日本企業に関わる国際間取引の組成や交渉に長年従事。

——まず、細野さんと横尾さんの「人質司法」の体験から。

細野祐二　害虫駆除会社、キヤツツの粉飾決算は、2004年2月初旬にキヤツツの経営陣が株価操作で強制捜査を受けて、事件化した。私が特捜部の呼び出しを受けたのは2月20日。それから逮捕されるまでの20日間ほど、任意の取り調べを受けた。私はずっと、株価操縦の参考人として話を聞かれていたと思っていたし、検事もそうだと言っていた。

ところが途中から決算や会計処理などについて聞かれた。呼び出しから2週間がたつたある日、突然、検事が立ち上がり、「キヤツツで粉飾決算があつて、それを細野がこういうふうに指導した」と微に入り細をうがつた供述調書を何も見ずに6、7分間も一気に話し、検察事務官がそれをタapingして印刷した。

検察官は「これは今日君が話したことだ。これに署名すれば、今日は帰つてもよい」という。私は、

——何なんですか、これは。私はこんなことは言つていません」と抗議すると、検察官は激怒し、ガラス戸をバーンと叩いて脅す。私は高血圧で、ペットボトルの水を飲んでいいかと聞くと、「ダメだ、ふざけるな」「検察をなめるな」と。その繰り返しだった。

私は容疑を一貫して否認し続けたが、3月9日に逮捕され、その後190日間、東京・小菅の東京拘置所に勾留された。

誤報を根拠に容疑者に

——横尾さんの勾留は966日
に上った。

横尾宣政　オリンパスが粉飾決算を発表した2011年11月8日から約1週間後、私は警視庁捜査2課に呼ばれた。冒頭、刑事からパスポートを渡せと言われたので、私は粉飾決算の容疑者なんですか」と聞いたたら、「その通りだ」と言つた。何を理由に、どんな捜査を経て私が容疑者になつてゐるか聞くと、「新聞、雑誌の情報だけだ。それ以外はない」と説明された。

彼らは米『ニューヨーク・タイムズ』紙が掲載した私と兄が山口組に2000億円を渡したという記事を読んで、驚いて呼び出したらしい。もちろん、事実無根だ。

12月からは検察の取り調べも始まった。私は12年2月16日に逮捕されたが、勾留が966日間に及んだのは、一貫して容疑を否認したためだ。否認を続けると3月7日の1回目の起訴日に別件の詐欺容疑で再逮捕された。その後、粉飾決算に関与した証拠とされた私のサインが偽筆であることや、私を犯人としたオリンパス側の容疑者の供述調書が矛盾していることを予定主張書面で指摘すると、6月11日にはマネーロンダリング(組織犯罪処罰法違反)の容疑で再々逮捕された。その結果、7月に始まるはずだった裁判が12月に延期された。

——米国でも有罪判決が出る前

「何なんですか、これは。私はこんなことは言つていません」と抗議すると、検察官は激怒し、ガラス戸をバーンと叩いて脅す。私は高血圧で、ペットボトルの水を飲んでいいかと聞くと、「ダメだ、ふざけるな」「検察をなめるな」と。その繰り返しだった。



ほそ の ゆうじ
細野 祐二
(会計評論家)

1953年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。78年からKPMG日本およびロンドンで会計監査とコンサルティング業務に従事。キヤツツ粉飾決算事件で有罪確定後、会員制「複式簿記研究会」を主宰。著書に「公認会計士vs特捜検察」(日経BP)、「会計と犯罪」(岩波書店)など多数。

安易に認める裁判所

長期間の勾留で自白を強要する「人質司法」に対し国内外の報道機関の批判が強まっている。人質司法を実際に体験した元公認会計士、元証券マンと海外事情に詳しい外国弁護士が司法制度の問題を語った。(司会リミラー和空／作家・僧侶)構成＝編集部

ステイブン・ギブンズ ホワイ

トカラーラの犯罪では、極めて珍しい。日米の逮捕・勾留・自白などにおける憲法上の原則は一緒だ。一つは逮捕する時点で十分な理由があること。調査、捜査を経て十分な根拠があることを確認した上で逮捕する。その逆、つまり、この人は何かをやつたかも、という「ほんやりした」疑いだけで、まず、逮捕・勾留し、尋問をして、そこから事実関係を導き出すのは、憲法の原則に反する。

刑訴法「特信状況」の欠陥

る。それがそもそも問題だ。

こと自体が特信状況とされてい

る。

細野 私は刑事訴訟法の条文自体

このように日本では、法廷での

要されたことを認めた。この逆転

に問題があると思っている。321条第1項第2号に「特信状況」という規定がある。これは、証人の法廷での証言と、検察官の面前で取った「検面調書」の内容が違う場合に、特に信用すべき状況があると認めた場合は、検面調書を証拠採用できるという規定だ。密室で取られた検面調書の方が公判

証言よりも、検面調書の証拠能力をはるかに高く認めるので、検察官は容疑者を長期勾留して、ガン検面調書を取ろうとする。その場合、本人が自白しなくとも構わない。関係者に自白させればよいわけだ。

——米国では証人の証言の扱いはどうなるのか。

ギブンズ 法廷以外で証言するこ

とはまずない。米国の映画やドラマで見られるように、逮捕される

内部統制機能しない特捜部

——日本の経済司法を改善するためには、何をすべきか。

細野 問題は経済事件の捜査の担

い手が特捜検察であることだ。米英では、警察などの捜査機関とは別個の検察官が、捜査のデュープロセス(適法手続き)をチェックし、証拠の十分性を検証して、立件している。検察の起訴判断は警察に対するけん制だ。だから、内部統制が機能し、冤罪を防止する。しかし、日本の特捜検察は、自ら

と警察はその場で、「あなたには黙秘権がある。弁護人を雇う権利もある」と告げる。当然、容疑者は最初から黙秘する。

細野 1審で私が粉飾決算を主導したと証言したキヤツツの経営陣3人は、2審では、「検察官に証言を丸暗記させられ、40回もリハーサルさせられた」として証言を強

められたことを認めめた。この逆転

証言によりメディアは「細野氏は無罪かもしれない」と騒いだが、それは何の意味もなかつた。なぜなら、特信状況により裁判所は既に検面調書を証拠採用しているからだ。



横尾 宣政
(元野村證券社員)

1954年兵庫県出身。京都大学経済学部卒業後、78年に野村證券入社。第2事業法人部員、新宿野村ビル支店長などを歴任。98年に「グローバル・カンパニー」を設立し社長就任。オリバパス粉飾事件で実刑が確定し、再審請求に向け準備中。著書に『野村證券第2事業法人部』(講談社)。

ギブンズ 刑事訴訟法そのものよりも、裁判所の執行が問題だ。最初の逮捕から23日間は、裁判所は検察に犯罪の立証責任を求めるごとなく、フリー・パスで勾留を認め



撮影=中村琢磨

何か。

細野 供述調書、検面調書だ。

英米ではどうなのか。証言

以外に証拠はあるのか。

ギブンズ まずは「頭での証言」だ。

だ。経済事件の場合は、書類や証

憑類がたくさんあるが、今は電子

で残る証拠がもっとも多いと思

う。経済犯罪では、パソコンとク

ラウド上にあるデータが9割以上

を占める。

細野 そうした経済・会計証憑の

解説、意味付けが大事だ。その解

釈を、会計のことであれば専門家

に聞くべきだ。法律の専門家であ

る裁判所や検察官が会計を分から

ないのを責める気はない。しかし、

聞く耳を持たないのは困る。

横尾 私の場合も、偽筆以外にも、

私が粉飾に関与していないといいう

証拠はかなりあつた。裁判所に見

てくれるよう訴えたが、いくら

言つても聞いてくれなかつた。

本当の共犯は監査法人

摘要はどこがやるのか。

細野 証券取引等監視委員会であ

り、警視庁捜査2課だ。1948

年の昭和電工疑獄事件の時は、警

視庁の秦野章・捜査2課長が指揮

を執り、政治家だけでなく、GH

Q幹部も摘発しようとした。世間

は証券取引等監視委員会も力がな

いと言つたが、それは摘発させな

きない。

経済事件における証拠とは

及び、適用した法令（法律事実）を示さなければならない。ところが、現在の刑事訴訟法では、証拠理由に代えて、「証拠の標目」だけを示せばよいことになつていて。

標目とは、目次、目録のことを言

う。日本は昔からこんなことをやつていたわけではない。太平洋戦争が始まると、米軍の空襲により灯火管制で夜は真っ暗になる。裁判官がその中で証拠理由を書くのが大変なので、東条英機内閣の時に「戦時刑事特別法」を作つて、「証拠の標目で足りる」という一文を入れた。それが、終戦後も、裁判官と検察官が「あの標目は良かつた」ということで今もそのままになっている。先ほどの「特信状況」も戦時刑事特別法による。

細野 監査法人は許認可事業で検察体制の恭順側だから。検察庁、証券取引等監視委員会の天下りがしつかり常駐している。

なぜ、監査法人は追及されないのである。

細野 監査法人は許認可事業で検

察体制の恭順側だから。検察庁、

証券取引等監視委員会の天下りが

しつかり常駐している。

改めて、刑事司法の現状を

改革するためにはどうすべきか。

細野 特捜部を廃止することだ。

内部統制が機能しないので、必ず

冤罪事件が多発する。

廃止後は、経済事件の捜査、

摘要はどこがやるのか。

細野 証券取引等監視委員会であ

り、警視庁捜査2課だ。1948

年の昭和電工疑獄事件の時は、警

視庁の秦野章・捜査2課長が指揮

を執り、政治家だけでなく、GH

Q幹部も摘発しようとした。世間

は証券取引等監視委員会も力がな

いと言つたが、それは摘発させな

きない。証拠構造上、主犯はオリバ・パス経営陣、共犯は監査法人といふのが自然だ。

そういうべき所を、会計のこと

を何も知らない横尾さんを引っ張

ってきた。それは横尾さんが野村

証券出身だから、たくさんお金が

動いているから、そこを断罪する

ほうが国民の受けが良いからだ。

証券出身だから、たくさんお金が

動いているから、そこを断罪する

ほうが国民の受けが良いからだ。